Q.3 接骨院や整骨院で健康保険は使えるの？

A.3 医療機関で治療中のときは接骨院や整骨院で健康保険が使えません！

保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中は、接骨院・整骨院で施術を受けても健康保険の対象になりません。これを**医科との併給の禁止**と言います。
同じ負傷の治療において、**通院期間が重複している場合**※や、**投薬期間中（湿布等の外用薬や鎮痛薬等の処方期間中）**に施術を受けた場合等が該当します。

※レントゲン等の検査や問診のみであれば、問題ありません。

健康保険の使える範囲が決まっています

✕ 保険証が使えません（全額自己負担になります）

- 日常生活による単なる疲労や肩こり・腰痛
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 医師の同意がない骨折、脱臼の施術
- 病気による痛みやこり（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）
- 原因不明の違和感や痛み
- 医療機関（病院や診療所など）で治療中のもの　最も多いケースです
- 疲労回復・リラクゼーション目的のマッサージ
- 仕事中や通勤途上のけが

※「健康保険が使える」と説明を受けて接骨院を受診されることもありますが、上記の場合には、治療費の全額または一部を自己負担いただくことになります。

○ 保険証が使えます

- 外部からの要因による捻挫
- 打撲
- 挫傷
- 医師の同意のある骨折、脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折、脱臼の施術

健康保険が適用されない施術の場合、健康保険組合は、「柔道整復療養費 不支給決定通知書」を発行し、不支給分の施術料を施術者にお支払いしていただくとになります。

また、接骨院からの請求が受診内容と間違っていないかを確認させていただくため、健保組合から照会文書を送付させていただくことがあります。
必ず、期限内に回答いただきますようご協力よろしくお願いします。

健康保険の使える範囲を正しく理解して利用しましょう！